

2024年2月15日

お客さま 各位

新エネルギー開発株式会社

電気供給約款【低圧】の変更について

電気供給（取次）約款【低圧】別紙、および電気供給約款【低圧】別紙を2024年4月1日付で以下の通りに変更いたしますのでご案内申し上げます。

内容としては、単位および端数処理の明確化のための条項の追加、関西エリアのプラン内容の変更を行います。

電気供給（取次）約款【低圧】および、電気供給約款【低圧】の変更内容。

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">I 総則</p> <p>4 単位および端数処理 この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。ただし、託送供給等約款に別段の定めがある場合には託送供給等約款に従うものといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、別紙I～Vの3低圧電力プランを適用した場合に算定した値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p style="text-align: center;">I 総則</p> <p>4 単位および端数処理 この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。ただし、託送供給等約款に別段の定めがある場合には託送供給等約款に従うものといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、別紙I～Vの3低圧電力プランを適用した場合に算定した値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算において基本料金、定額料金、従量料金、燃料費調整額に小数点以下が発生する場合は、小数点以下第3位で切り捨てます。</p> <p>(7) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、2023年10月1日から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、2024年4月1日から実施いたします。</p>
<p style="text-align: center;">別紙 I</p> <p style="text-align: center;">(関西電力エリア)</p> <p>1 従量電灯 (1) プランA</p>	<p style="text-align: center;">別紙 I</p> <p style="text-align: center;">(関西電力エリア)</p> <p>1 従量電灯 (1) プランA</p>

変更前	変更後																				
<p>イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 最大需要容量 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または新エネルギー開発との協議によって行います。</p> <p>ニ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1 か月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="326 1396 1291 1438"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>512 円 80 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="326 1501 1291 1753"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>24 円 82 銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>25 円 62 銭</td> </tr> <tr> <td>200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>25 円 77 銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>29 円 18 銭</td> </tr> </table> <p>ホ その他 一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。</p> <p>(2) プランAセット割</p>	1 契約につき	512 円 80 銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 82 銭	120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 62 銭	200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 77 銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29 円 18 銭	<p>イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 最大需要容量 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または新エネルギー開発との協議によって行います。</p> <p>ニ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1 か月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1676 1396 2641 1438"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>484 円 54 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1676 1501 2641 1753"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>21 円 06 銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>21 円 98 銭</td> </tr> <tr> <td>200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>23 円 24 銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>26 円 18 銭</td> </tr> </table> <p>ホ その他 一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。</p> <p>(2) プランAセット割</p>	1 契約につき	484 円 54 銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 06 銭	120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 98 銭	200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 24 銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26 円 18 銭
1 契約につき	512 円 80 銭																				
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 82 銭																				
120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 62 銭																				
200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 77 銭																				
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29 円 18 銭																				
1 契約につき	484 円 54 銭																				
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 06 銭																				
120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 98 銭																				
200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 24 銭																				
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26 円 18 銭																				

変更前	変更後
-----	-----

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (ハ) 当社とのガス使用契約が締結されていること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または新エネルギー開発との協議によって行います。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	466 円 22 銭
---------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 92 銭
120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 05 銭
200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 20 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24 円 65 銭

ホ その他

一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (ハ) 当社とのガス使用契約が締結されていること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または新エネルギー開発との協議によって行います。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	474 円 53 銭
---------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 05 銭
120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 97 銭
200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22 円 58 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24 円 35 銭

ホ その他

一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

変更前	変更後
-----	-----

(3) プランB

イ 適用範囲
 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備
 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量
 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「3 契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設置していただきます。

なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金
 料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整(1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金
 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない

(3) プランB

イ 適用範囲
 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力（キロワット）との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備
 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量
 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「3 契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設置していただきます。

なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金
 料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整(1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整(1)ロ(ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金
 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない

変更前	変更後																																
<p>場合の基本料金は半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="329 277 1288 315"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>391 円 71 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="329 386 1288 564"> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>19 円 95 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>22 円 54 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>23 円 80 銭</td> </tr> </table> <p>(4) ベーシック A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。 この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 最大需要容量 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または新エネルギー開発との協議によって行います。</p> <p>ニ 料金 料金は、定額料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>電力量料金 電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="255 1713 1365 1894"> <tr> <td>定額料金</td> <td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td> <td>439 円 52 銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従量料金</td> <td>15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>25 円 39 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの</td> <td>27 円 80 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	391 円 71 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 95 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 54 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 80 銭	定額料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	439 円 52 銭	従量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 39 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	27 円 80 銭	<p>場合の基本料金は半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1682 277 2641 315"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>372 円 12 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1682 386 2641 564"> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>18 円 95 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>21 円 41 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>22 円 61 銭</td> </tr> </table> <p>(4) ベーシック A イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。 この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 最大需要容量 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社または新エネルギー開発との協議によって行います。</p> <p>ニ 料金 料金は、定額料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>電力量料金 電力量料金は、その 1 か月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1599 1713 2709 1894"> <tr> <td>定額料金</td> <td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td> <td>433 円 41 銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従量料金</td> <td>15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>20 円 99 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの</td> <td>24 円 89 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	372 円 12 銭	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 95 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 41 銭	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 61 銭	定額料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	433 円 41 銭	従量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 99 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	24 円 89 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	391 円 71 銭																																
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 95 銭																																
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 54 銭																																
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 80 銭																																
定額料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	439 円 52 銭																															
従量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 39 銭																															
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	27 円 80 銭																															
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	372 円 12 銭																																
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 95 銭																																
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 41 銭																																
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 61 銭																																
定額料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	433 円 41 銭																															
従量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 99 銭																															
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの	24 円 89 銭																															

変更前			変更後																												
	1キロワット時につき			1キロワット時につき																											
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円 81銭		300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円 00銭																										
<p>ホ その他 一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。</p>			<p>ホ その他 一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。</p>																												
<p>2 低圧動力プラン</p> <p>(1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等の特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」に準じて算定いたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">最大の入力のものから</td> <td>最初の2台の入力につき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の2台の入力につき</td> <td>95パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの入力につき</td> <td>90パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の6キロワットにつき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロワットにつき</td> <td>90パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロワットにつき</td> <td>80パーセント</td> </tr> </table>			最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント	次の2台の入力につき	95パーセント	上記以外のもの入力につき	90パーセント	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	<p>2 低圧動力プラン</p> <p>(1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表「5 負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等の特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表「8 契約容量および契約電力の算定方法」に準じて算定いたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">最大の入力のものから</td> <td>最初の2台の入力につき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の2台の入力につき</td> <td>95パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの入力につき</td> <td>90パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の6キロワットにつき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロワットにつき</td> <td>90パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロワットにつき</td> <td>80パーセント</td> </tr> </table>			最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント	次の2台の入力につき	95パーセント	上記以外のもの入力につき	90パーセント	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント
最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント																													
	次の2台の入力につき	95パーセント																													
	上記以外のもの入力につき	90パーセント																													
最初の6キロワットにつき	100パーセント																														
次の14キロワットにつき	90パーセント																														
次の30キロワットにつき	80パーセント																														
最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント																													
	次の2台の入力につき	95パーセント																													
	上記以外のもの入力につき	90パーセント																													
最初の6キロワットにつき	100パーセント																														
次の14キロワットにつき	90パーセント																														
次の30キロワットにつき	80パーセント																														

変更前		変更後																					
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント																				
<p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8（契約容量および契約電力の算定方法）」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>		<p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「8（契約容量および契約電力の算定方法）」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社、新エネルギー開発または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>																					
<p>(5) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>		<p>(5) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表「1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を下回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2 燃料費調整 (1)イ」によって算定された平均燃料価格が別表「2 燃料費調整 (1)ロ (ハ)」の基準燃料価格を上回る場合は、別表「2 燃料費調整 (1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>																					
<p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1069円 17銭</td> </tr> </table>		契約電力1キロワットにつき	1069円 17銭	<p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1027円 10銭</td> </tr> </table>		契約電力1キロワットにつき	1027円 10銭																
契約電力1キロワットにつき	1069円 17銭																						
契約電力1キロワットにつき	1027円 10銭																						
<p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">夏季料金</td> <td>100時間までの1キロワット時につき</td> <td>14円 93銭</td> </tr> <tr> <td>100時間超過分の1キロワット時につき</td> <td>17円 45銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他季料金</td> <td>100時間までの1キロワット時につき</td> <td>13円 45銭</td> </tr> <tr> <td>100時間超過分の1キロワット時につき</td> <td>16円 05銭</td> </tr> </table>		夏季料金	100時間までの1キロワット時につき	14円 93銭	100時間超過分の1キロワット時につき	17円 45銭	その他季料金	100時間までの1キロワット時につき	13円 45銭	100時間超過分の1キロワット時につき	16円 05銭	<p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">夏季料金</td> <td>100時間までの1キロワット時につき</td> <td>14円 41銭</td> </tr> <tr> <td>100時間超過分の1キロワット時につき</td> <td>16円 93銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他季料金</td> <td>100時間までの1キロワット時につき</td> <td>12円 98銭</td> </tr> <tr> <td>100時間超過分の1キロワット時につき</td> <td>15円 57銭</td> </tr> </table>		夏季料金	100時間までの1キロワット時につき	14円 41銭	100時間超過分の1キロワット時につき	16円 93銭	その他季料金	100時間までの1キロワット時につき	12円 98銭	100時間超過分の1キロワット時につき	15円 57銭
夏季料金	100時間までの1キロワット時につき		14円 93銭																				
	100時間超過分の1キロワット時につき	17円 45銭																					
その他季料金	100時間までの1キロワット時につき	13円 45銭																					
	100時間超過分の1キロワット時につき	16円 05銭																					
夏季料金	100時間までの1キロワット時につき	14円 41銭																					
	100時間超過分の1キロワット時につき	16円 93銭																					
その他季料金	100時間までの1キロワット時につき	12円 98銭																					
	100時間超過分の1キロワット時につき	15円 57銭																					
<p>ハ 力率割引および割増し</p> <p>電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表「6 加重平均力率の算定」により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)イ(ロ)により契約電力を定める場合を含みます。）は基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表「7 進相用コンデンサ取付容量基準」の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。</p> <p>なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p>		<p>ハ 力率割引および割増し</p> <p>電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表「6 加重平均力率の算定」により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)イ(ロ)により契約電力を定める場合を含みます。）は基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表「7 進相用コンデンサ取付容量基準」の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。</p> <p>なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p>																					
<p>ニ その他</p> <p>時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。</p>		<p>ニ その他</p> <p>時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。</p>																					
<p>(6) その他</p> <p>変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>		<p>(6) その他</p> <p>変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>																					